岡山市中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　要介護者の地域での生活を支える訪問や通所の在宅介護サービスを訪問等の移動に時間を要する中山間地域等において提供する介護事業者に対して，岡山市中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし，その交付に関しては，この要綱に定めるもののほか，岡山市補助金等交付規則（昭和４８年市規則第１６号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱で使用する用語の意義は，規則で使用する用語の例による。

（補助事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は，次に掲げる介護サービスとする。

（１）介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第８条第２項に規定する訪問介護

（２）法第８条第３項に規定する訪問入浴介護

（３）法第８条第４項に規定する訪問看護

（４）法第８条第５項に規定する訪問リハビリテーション

（５）法第８条第７項に規定する通所介護

（６）法第８条第８項に規定する通所リハビリテーション

（７）法第８条第１５項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護

（８）法第８条第１６項に規定する夜間対応型訪問介護

（９）法第８条第１７項に規定する地域密着型通所介護

（10）法第８条第１８項に規定する認知症対応型通所介護

（11）法第８条第１９項に規定する小規模多機能型居宅介護

（12）法第８条第２３項に規定する看護小規模多機能型居宅介護

２ 前項には法第７１条第１項に規定する事業者の特例を含む。

（補助事業者）

第４条　補助事業者は，本市の被保険者（本市に居住するものに限る。以下「利用者」という。）に介護サービスを提供する介護事業者とする。

２ 前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当するものは補助事業者としない。

（１） 法人の役員(業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者をいい，相談役，顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，事業を行う者に対し業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)及び補助事業に係る事業所を管理する者が岡山市暴力団排除基本条例(平成２４年市条例第３号)第２条第２号に規定する暴力団員であるとき。

（２） 市税を滞納しているとき。

（補助対象及び補助金額）

第５条　補助対象の区分，基準額，補助率等については，別表第１の（１）及び別表第１の（２）に定めるとおりとする。

２ 補助金額は，別表第１の（１）又は別表第１の（２）に定める基準額の合計に，補助率を乗じて得た額とする。ただし，当該得た額に１，０００円未満の端数が生じた場合は，これを切り捨てるものとする。

３ 事業所単位の補助金額の上限額は，別表第２に定めるとおりとする。

（交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は，岡山市中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に，その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　前項の申請書等は，市長が別に定める日までに，市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び確定）

第７条　市長は，前条第１項に規定する申請書等の提出があったときは，その内容を審査し，適当と認めるときは，補助金の交付を決定し，岡山市中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業補助金交付決定通知書により通知するものとする。

２　市長は，前項の場合において適正な補助金の交付を行うために必要があるときは，補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

（補助金の交付の条件）

第８条 補助金の交付の決定をする場合においては，次に掲げる事項につき条件を付すことができる。

（１） 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた補助事業を行う補助事業者は，規則第１２条に規定する補助事業の変更，中止又は廃止しようとするときは，遅滞なく岡山市中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業計画変更・中止（廃止）申請書（様式第２号）を市長に提出し，その承認を受けること。ただし，補助金の額の２０パーセント以内の軽微な変更は，この限りでない。

（２） 補助事業の遂行が困難となった場合又は第１３条各号に規定する事由に該当する事実が明らかになったときは，速やかに市長に報告し，その指示を受けること。

（３） 補助金及び補助事業に係る証拠書類の管理については，収入及び支出を明らかにした帳簿を備え，当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し，当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の翌年度から起算して５年間保管すること。

（４） 前各号に掲げるもののほか市長が特に必要があると認めること。

（遂行状況の報告）

第９条 補助事業者は，市長が必要があると認めるときは，補助事業の実施状況を報告しなければならない。

２ 市長は，前項の報告を受け，必要があると認めるときは，補助事業者に対し，必要な調

査を行うことができるものとする。

（実績報告）

第１０条　補助事業者は，補助事業が完了した場合は，岡山市中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業実績報告書（様式第３号）を，次の表の左欄に掲げる補助事業期間ごとに，それぞれ右欄に掲げる日までに市長に提出しなければならない。

補助事業期間	報告期限
令和８年４月～令和９年１月にサービス提供を実施したもの。	２月１５日
令和９年２月～令和９年３月にサービス提供を実施したもの。	４月１５日

（補助金の額の確定）

第１１条　市長は，前条の規定による実績報告を受理したときは，その内容を審査し，適当と認めたときは，交付すべき補助金の額を確定し，岡山市中山間特別地域訪問介護サービス等支援事業補助金確定通知書により当該補助事業者に対して通知するものとする。

（補助金の交付）

第１２条 前条の規定により確定した額を補助事業期間の事業完了ごとに交付するものとする。

２　補助金の交付決定を受けた者は，補助金の交付を受けようとするときは，前条の通知から１０日以内に，岡山市中山間特別地域訪問介護サービス等支援補助金交付請求書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

３　市長は，前項の規定による請求を受けたときは，補助事業期間分の補助金を一括して交付するものとする。

（補助金の取消し等）

第１３条 市長は，補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは，補助金の交付の決

定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１） 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

（２） 補助事業が完了しないとき又は補助事業の執行に不正行為があったとき。

２ 前項の規定により，補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において，既に補助金が交付されているときは，期限を定めてその返還を命じるものとする。

（状況報告，着手届及び完了届の免除）

第１４条　第９条，第１０条の場合を除き，規則第１３条に規定する遂行状況報告及び規則第１５条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は，要しない。

（委任）

第１５条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

附　則

１　この要綱は，令和８年１０月１日から施行する。

別表第１の（１）（第５条関係）

第３条（１）から（６）まで及び（８）から(10)までの介護サービス

補助対象区分		基準額	補助率
1	岡山県内の事業者が，岡山市内の特別地域加算対象地域内に居住する利用者に補助対象となる介護サービスを提供した場合で，事業所の所在地から利用者宅までの訪問又は送迎に要する時間が２０分以上である場合	左記の補助対象区分に該当する介護サービスに係る単位数の１０パーセントに１０円を乗じて得た額	１０分の１０（ただし，通所介護，通所リハビリテーション，地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護については，片道のみ送迎を行った場合は，２分の１とする。）
2	岡山県内の特別地域加算対象地域内に所在する事業所が，岡山市内の中山間地域等内に居住する利用者に補助対象となる介護サービスを提供した場合で，事業所の所在地から利用者宅までの訪問又は送迎に要する時間が２０分以上である場合		

別表第１の（２）（第５条関係）

第３条（７），(11)及び(12)の介護サービス

補助対象区分		基準額	補助率
1	岡山県内の事業者が，岡山市内の特別地域加算対象地域内に居住する利用者に補助対象となる介護サービスを提供した場合で，事業所の所在地から利用者宅までの訪問又は送迎に要する時間が２０分以上である場合	補助の要件に該当するサービス提供回数に（７）にあっては３７０円，(11)及び(12)にあっては７００円を乗じ	１０分の１０（ただし，通所介護，通所リハビリテーション，地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護については，片道のみ送迎

2	岡山県内の特別地域加算対象地域内に所在する事業所が，岡山市内の中山間地域等内に居住する利用者に補助対象となる介護サービスを提供した場合で，事業所の所在地から利用者宅までの訪問又は送迎に要する時間が２０分以上である場合	て得た額	を行った場合は，２分の１とする。）

（注）１　事業所には，「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成１１年老企第２５号）に定める「本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等」及び「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成１８年老計発第0331004号，老振発第0331004号，老老発第0331017号）に定める「例外的に，待機や道具の保管，着替え等を行う出張所等」を含むものとする。

２　「特別地域加算対象地域」とは，平成２４年３月厚生労働省告示第１２０号により定められた厚生労働大臣が定める地域で，以下のとおりである。

・ 離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第２条第１項の規定により指定された離島振興対策実施地域

・ 山村振興法（昭和４０年法律第６４号）第７条第１項の規定により指定された振興山村

・ 特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準（平成１１年３月厚生省告示第９９号）第６号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域

３　「中山間地域等」とは，平成２１年３月厚生労働省告示第８３号により定められた厚生労働大臣が定める地域であって，（注）２の地域を除く以下のとおりである。

・ 山村振興法第７条第１項の規定により指定された振興山村

・ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第７２号）第２条第１項に規定する特定農山村地域

・ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）第２条第２項の規定により公示された過疎地域

・ 離島振興法第２条第１項の規定により指定された離島振興対策実施地域

・ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和３７年法律第７３号）第２条第１項に規定する豪雪地帯及び同条第２項の規定により指定された特別豪雪地帯

・ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和３７年法律第８８号）第２条第１項に規定する辺地

４ 訪問又は送迎に要する時間とは，市長が通常の経路及び交通手段により片道に要すると認めた時間とする。

５ 別表第１の（１）の基準額における単位数は，「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成１２年２月厚生省告示第１９号)及び「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成１８年３月厚生労働省告示第１２６号）に基づく基本部分の単位数とする（加算部分は含めない。）。

６ 補助対象となるサービス提供は，当該年度４月から３月分までのサービス提供分を対象とする。

７ 犬島に居住する利用者に補助対象となる介護サービスを提供した場合については，岡山市離島における介護サービス提供事業者への渡航費等補助金交付要綱に基づき，渡航費の補助を実施しているため，別表第１の（１）及び別表第１の（２）における，事業所の所在地から利用者宅までの訪問又は送迎に要する時間から宝伝港と犬島港の間の移動に要する時間を除くものとする。

別表第２（第５条関係）

サービス種別		事業所の上限額
1	第３条（１）から（４）及び(７)から(８)の介護サービス	４６５千円
2	第３条（５）から（６）及び(９)から(12)の介護サービス	９３３千円

（注）１ 事業所が複数の市町村から補助金の交付を受ける場合は，各市町村からの交付額を合算した額が上限額以内となること。